

災 害 事 例

小型移動式クレーンが横転 開口部より一階床に転落

業 種 建設業

被 害 1名（休業1カ月）大工

〔災害発生状況〕

一階床に置いてある壁仕上げ用化粧板を二階開口部横に設置してある移動式クレーンで荷上げ作業中、クレーンが横転し、クレーンを操作していた被災者がクレーンとともに一階床に墜落した。

被災者は同僚2名と二階部分の壁コンクリートパネル材に、化粧板を張り付ける作業に従事していた。同僚の1人が当日使用する化粧板（21枚、重量約470キログラム）をフォークリフトで二階開口部下の一階床に運搬してきた。

二階開口部横に設置してあるクローラクレーン（つり上げ荷重2.52トン）で二階に上げるべく待機していた被災者は、玉掛けをした同僚の巻上げの合図を確認し、二階開口部の手摺脇よりつり荷を見ながら巻上げを開始した。一階床より約4メートル巻上げたとき、つり荷が回転し、二階床の梁に接触しそうになったので被災者は巻上げを中止し、ジブを少し倒してつり荷を梁から離そうとしたとき、クレーンが転倒し、二階開口部の手摺を破壊、一階床に転落した。

そのとき被災者は退避しようとしたが、腰に着けていた安全帯が手摺に引っかかり、手摺もろとも5.32メートル下の一階床に墜落した。開口部下で玉掛け作業に従事していた同僚は逃げてことなきをえた。

災害発生時のクレーンの使用状況は、

1. 作業半径 2.85メートル
2. 定格荷重 0.44トン（メーカー取扱書に

よる）

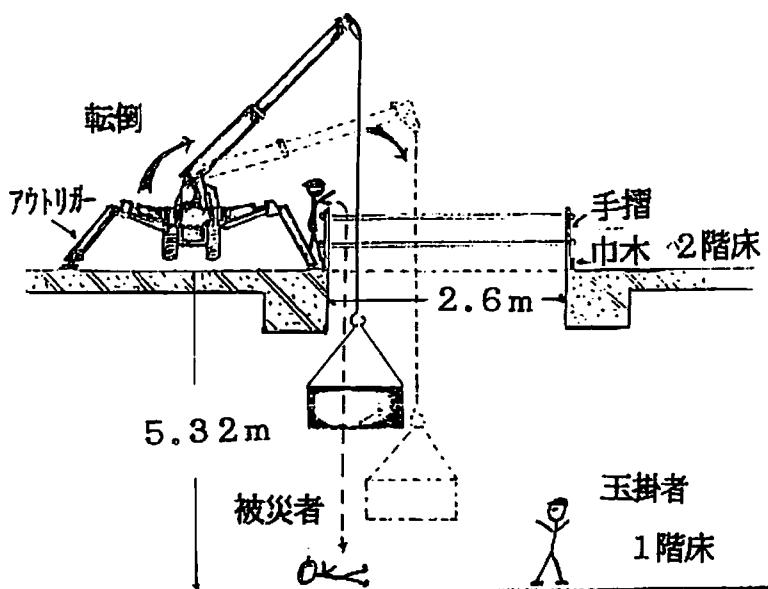
3. つり荷の重量 0.47トン

なお、被災者はクレーンの運転については、無資格であった。

〔災害発生原因〕

最初につり上げたとき、すでに過荷重であったが、さらにジブを倒したことにより、荷が外側にふれ、作業半径が大きくなり転倒したものである。

1. 取扱う荷重が、クレーンの能力を超えていたこと。
2. 無資格者に運転させたこと。
3. 移動式クレーンを使用する作業について、安全確保のための作業計画を作成しなかったこと。



〔同種災害防止対策〕

元方事業者は、下請事業者及び、移動式クレーンを使用する労働者に対して、次の措置を講じる必要がある。

1. 作業計画を作成し、移動式クレーンによる作業の方法等を指示すること。
2. 定格荷重を超える荷重をかけることのないよう、その作業に適した能力を有するクレーンを配置し、使用させること。
3. 有資格者に運転させるとともに、安全な作業に必要な教育を実施すること。